

除去土壌等の再生利用の目的および位置づけ

- ▶ 福島県内で発生した除去土壌等は、「中間貯蔵開始後30年以内に福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」ことが国の責務とされている。

「全国で再利用」と言いながら福島県内で再利用か？
汚染者負担の原則は？処理を任せて東電自らは再稼働か？

- ▶ 除去土壌等の発生量は、最大約2,200万m³と推計され、全量をそのまま最終処分することは、必要な規模の最終処分場の確保等の観点から実現性が乏しい。そこで本来貴重な資源である土壌からなる除去土壌を部分的に何らかの形で利用し、最終処分量を低減することが考えられるが、放射性物質を含むことから、そのままでは利用が難しい。
- ▶ このため、減容・再生利用に関する技術開発を推進し、除去土壌等の減容化を最大限図るとともに、安全性の確保・地元の理解を得て、減容処理により得られた放射能濃度の低い土壌を再生利用する仕組みを構築していくことが必要。

(第3回中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会 H28.3)

「飯舘村長泥地区環境再生事業運営協議会」第一回資料（平成30年8月27日）

http://josen.env.go.jp/chukanchozou/facility/effort/recycling/pdf/recycling_iitate_1808.pdf

福島県内における除染実施地域と中間貯蔵施設候補地の位置関係

出典：環境省パンフレット「除染土壌などの中間貯蔵施設について」

http://josen.env.go.jp/material/pdf/dojyou_cyuukan.pdf

中間貯蔵施設には、福島県内各地で進められている除染により発生した土壌などが搬入されます。



全国「再利用」と県外「埋立最終処分」 同時進行する問題と共に、それらをどう解決させるか？

- 全国で起きようとしていること（8000ベクレル/kg以下）
福島県内2200万m³の除染土を30年以内に県外で最終処分したいが、
必要な規模の最終処分場を確保できないので、
全国の公共事業等で管理して「再利用」する。
環境省は「手引き」を作ろうとしている。
自治体はNOと言える（経済的、環境的、社会的に変だ）。
「管理」（ダブルスタンダード批判逃れ）の手段、手法、年限は明らかではない。
- 県外7（岩手、宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉）県のみで起きること
市町村単位で保管している除染土を「埋立最終処分」する。
環境省は放射性物質汚染対処特措法「施行規則」を作ろうとしている。
自治体は国に代行させることも法律上は可能。
依然残る、汚染者負担の原則問題（求償の問題ではない）
- 年内の政府の狙い：空間線量管理でもなければ土壌線量管理でもない、
空間線量×0.6の個人線量計管理による避難指示解除とバリケード外し（案）

帰還困難区域における特定復興再生拠点区域の整備①

- 福島復興再生特別措置法の改正により、帰還困難区域の復興及び再生を推進する計画制度を創設。
- 既に6町村（双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯舘村、葛尾村）の計画を内閣総理大臣が認定済み。

■ H30.内自途 政府方針決定

⇒ 特定復興再生拠点区域避難指示解除のプロセスを決定し、帰還に向けた準備を進めるための立入緩和方針等を決定

3. 特定復興再生拠点区域への帰還に向けた具体的な取組

(2) 特定復興再生拠点区域における避難指示解除に向けた取組

- 避難指示解除準備区域・居住制限区域の避難指示解除後の対策と同様に、特定復興再生拠点区域においても、避難指示解除後、「基本的考え方」に基づく対応を原則とする。
- 避難指示解除後については、住民の居住が可能となることを前提にすることから、きめ細かな対策を講じることが重要。個人線量管理を着実に実施しつつ、蓄積された線量データに基づき、個々の住民の生活実態に合わせた被ばく線量低減のための相談対応を実施する等の放射線防護対策を講じる。

飯舘村長泥地区では復興拠点のすぐ脇で除去土壌の再利用。

空間線量0.6がけで個人線量管理か？

住民の避難指示

事故直後は、東電第一原発からの距離(30km圏)、計画的避難区域等の避難であったが、H23年12月26日に線量評価に基づく避難区分を閣議決定。

● 避難指示解除準備区域

年間積算線量が20mSvを確実に下回るのでインフラ等の整備をした上で、避難指示を解除。

● 居住制限区域

年間積算線量が20mSvを超える恐れがあり、住民の居住を制限する区域で、今後2年～5年程度で除染を行い避難指示を解除する区域。

● 帰還困難区域

現在の年間積算線量が50mSvを超え、少なくとも5年経過しても、なお、年間積算線量が20mSvを下回らない恐れのある区域。

避難指示に当たっては、空間線量率:D(μ Sv/h)から、被ばく線量:H(mSv/y)を以下の式によって評価(計算による推測)

$$H = (8 + 16 \times 0.4) \times D \times 365$$

* 屋内8時間、屋外16時間の滞在を仮定

3.8 μ Sv/hが、避難指示の年間20mSvに相当

注)この評価式では、実際の被ばく線量の3～4倍過大評価となることが判明

飯舘村復興アドバイザー
田中俊一氏から原発ゼロの会
視察議員への提供資料
2018年12月19日